

フードドライブ実施用物品の貸与について

1. 物品貸与の対象者

物品貸与対象者は、次に掲げるもののうち、足立区内でフードドライブを実施するものとする。

- (1) 区内の町会・自治会、その他の区民団体
- (2) 区内で活動する特定非営利活動法人
- (3) 区内で活動する事業者
- (4) 区内施設管理者
- (5) その他環境部長が認める団体

2. 貸与物品

貸与物品	貸与数量	サイズ (mm)
(1) のぼり旗 (3mポール、固定土台付き)	1 団体 <u>5 セット</u> まで	約 W450×H1,500
(2) はかり	1 団体 <u>1 台</u> まで	約 W265×D250×H110
(3) 折りたたみコンテナ	1 団体 <u>10 個</u> まで	約 W530×D370×H320

※在庫の数には限りがあります。



3. 貸し出しの流れ

- (1) フードドライブ用物品貸与申請書 (ホームページ上の物品貸与申請書から印刷可) に必要事項を記載し、ごみ減量推進課に提出。
- (2) ごみ減量推進課の窓口にて物品を引き渡し、物品の引渡し時にフードドライブ用物品受領書を窓口で提出。
- (3) フードドライブ終了後に、物品の返却。